

(議事1)部会長の選出について

川崎市子ども・子育て会議教育・保育推進部会長(案)

(敬称略)

	氏名	所属・職名
1	サトウ ヤストミ 佐藤 康富	東京家政大学家政学部児童学科 東京家政大学短期大学部保育課 教授

川崎市子ども・子育て会議条例第7条第3項の規定により、部会に部会長を置く旨が定められており、今回は第1回目の教育・保育推進部会を開催であるため、部会長を選出するものです。

【参考(川崎市子ども・子育て会議条例抜粋)】

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が子ども・子育て会議に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する